高鍋町告示第47号

令和７年第２回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和７年11月18日

高鍋町長　黒木　敏之

１　期　日　　令和７年11月25日（火）

２　場　所　　高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日髙　正則君	森﨑　英明君
橋　　重文君	春成　　勇君
兒玉　秀人君	中村　末子君
永友　良和君	森　　弘道君
加藤　秀文君	樫原　富子君
松岡　信博君	緒方　直樹君
田中　義基君	古川　　誠君

○応招しなかった議員

令和７年　第２回（臨時）高　鍋　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和７年11月25日（火曜日）

議事日程（第１号）

令和７年11月25日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第57号　高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第58号　高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第59号　高鍋町環境審議会条例の制定について

日程第６　議案第60号　高鍋町附属機関設置条例の一部改正について

日程第７　議案第61号　令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）

日程第８　議案第62号　令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第９　議案第63号　令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第10　議案第64号　令和７年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第２号）

日程第11　議案第65号　令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第12　議案第66号　令和７年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第１号）

日程第13　議案第67号　令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第３号）

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第57号　高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第58号　高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第59号　高鍋町環境審議会条例の制定について

日程第６　議案第60号　高鍋町附属機関設置条例の一部改正について

日程第７　議案第61号　令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）

日程第８　議案第62号　令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第９　議案第63号　令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第10　議案第64号　令和７年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第２号）

日程第11　議案第65号　令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第12　議案第66号　令和７年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算

（第１号）

日程第13　議案第67号　令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第３号）

出席議員（14名）

１番　日髙　正則君	２番　森﨑　英明君
３番　橋　　重文君	５番　春成　　勇君
６番　兒玉　秀人君	７番　中村　末子君
８番　永友　良和君	10番　森　　弘道君
11番　加藤　秀文君	12番　樫原　富子君
13番　松岡　信博君	14番　緒方　直樹君
15番　田中　義基君	16番　古川　　誠君

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長　徳永　惠子君　　事務局長補佐　永友　優一君

議事調査係長　宮本　敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長　……　黒木　敏之君　　副町長　……　早瀬　哲郎君

教育長　……　奥村　昌美君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長　……　横山　英二君

財政経営課長　……　野中　康弘君　　建設管理課長　……　芥田　賢治君

農業政策課長　……　飯干　雄司君　　農業委員会事務局長　…　杉　　英樹君

地域政策課長　……　山下　美穂君　　危機管理課長　……　宮越　信義君

会計管理者兼会計課長　……　鳥取　和弘君

町民生活課長　……　岩佐　康司君　　健康保険課長　……　井戸川　隆君

福祉課長　……　杉田　将也君　　税務課長　……　濱本　生代君

上下水道課長　……　松浦　郁雄君　　教育総務課長　……　日髙　茂利君

社会教育課長　……　濱本　明俊君

午前10時00分開会

○議長（古川　　誠）　おはようございます。只今から令和７年第２回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方　直樹君）　１４番。おはようございます。令和７年第２回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、去る１１月１９日午前１０時より、第３会議室におきまして、議会運営委員全員、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長、町民生活課長と補佐の５名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長と補佐の２名が出席し、議会運営委員会を開会いたしましたので、御報告いたします。

今回の臨時会に提案されます案件は、議案第５７号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正外、条例の一部改正が１件、議案第５９号高鍋町環境審議会条例の制定について、議案第６０号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について、議案第６１号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）、議案第６２号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）外、特別会計補正予算が４件、議案第６７号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第３号）の合計１１件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、委員より、議案第５９号を本臨時会で提案するに至った経緯を詳細に説明するよう求められました。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日１１月２５日の１日間で行うことで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（古川　　誠）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、６番、兒玉秀人議員、７番、中村末子議員を指名いたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（古川　　誠）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日１１月２５日の１日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日１１月２５日の１日間に決定しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．議案第５７号

日程第４．議案第５８号

○議長（古川　　誠）　日程第３、議案第５７号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第４、議案第５８号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。おはようございます。議案第５７号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第５８号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第５７号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、国の人事院勧告に準じて本町一般職の職員の給与を改定するために、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、民間給与との格差を踏まえ、給料表を増額改定し、並びに、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ引き上げ、また、通勤手当の支給額及び手当の支給対象となる通勤区分を見直すものでございます。

なお、本改正により、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数も引き上げられることとなります。

次に、議案第５８号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、議案第５７号と同様、国の人事院勧告に準じて本町の会計年度任用職員の給与を改定するために、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、民間給与との格差を踏まえ、給料表を増額改定するものでございます。

以上２件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川　　誠）　続いて、担当課長の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（横山　英二君）　総務課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

まず、議案第５７号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、人事院勧告に準じて職員の月例給、特別給を改定するため、条例において所要の改正を行うものでございます。

月例給につきましては、民間給与との格差３．６２％、１万５，０１４円を考慮し、採用市場での競争力向上のため、初任給を、高卒約６．５％、１万２，３００円、大卒約５．５％、１万２，０００円引き上げるなど、給料表の改定を行うこととしております。

おおむね３０歳代後半までの若年層に重点を置きつつ、そのほかの職員も昨年を上回る引上げ改定となっております。

級ごとの平均改定率は、１級が５．２％、２級が４．２％、３級が３．４％、４級が２．９％、５級及び６級が２．８％となっております。特別給、いわゆる期末勤勉手当につきましては、民間の支給状況等を踏まえまして０．０５月分引き上げて、期末手当及び勤勉手当に０．０２５月分ずつ均等に配分します。改定後は、期末手当が年間２．５２５月、勤勉手当が２．１２５月の計４．６５月となります。

また、自動車等使用者に対する通勤手当につきましては、民間の支給状況等を踏まえ、通勤距離の区分に応じ、２００円から７，１００円までの幅での引上げ改定を令和７年４月に遡って行うとともに、令和８年４月からは、通勤距離６５キロ以上から１００キロ以上までの区分を５キロ刻みで新たに設け、支給上限を６万６，４００円に引き上げるこ

ととしております。

次に、議案第５８号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、会計年度任用職員の給与水準の決定に当たっては、本町では、国の通知に基づき常勤職員の給料表を基礎とした決定を行っているところでございますので、令和７年人事院勧告に基づく常勤職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の月例給を改定するため、条例において所要の改正を行うものでございます。

１１月２１日現在における本町の会計年度任用職員総数は１７７人でありまして、号給別では、１級１号が２１人、１級５号が１０２人、２級１号が１１人、２級５号が４３人となっており、改定率は、１級１号が６．２％、１級５号が６．１％、２級１号が４．９％、２級５号が４．６％となっております。

なお、特別給につきましては、本条例の中で常勤職員に準ずる旨が規定されておりますので、常勤職員と同様に０．０５月分引き上げて、期末手当が年間２．５２５月、勤勉手当が２．１２５月の計４．６５月となります。

総務課からの詳細説明は以上でございます。

○議長（古川　　誠）　以上で説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　別々にしたほうがいいですか。一括でいいですか。

○議長（古川　　誠）　一括でお願いします。

○７番（中村　末子君）　一括でよろしいですね。じゃあ、議案第５７号に関しての問題については、通勤の距離が５キロずつの改正になっているみたいなんですが、高鍋町の職員に関して、通勤の距離数がこれ以上超すっていう方々は一体何名ぐらいいらっしゃるのか。そこのところは多分、お知らせしていただけなかったんじゃないかなと思うんですが、ゼロ名ならゼロ名と答えていただきたいと思います。

また、議案第５８号中の会計年度任用職員の月例給なんですけれども、これについては時間数で割ってあるのか、それとも、もう月例給だから何時間勤めても一緒ということなのか、そこのところをちょっと最初、確認をさせていただきたいと思います。

１回目はこれで終わります。

○議長（古川　　誠）　総務課長。

○総務課長（横山　英二君）　総務課長。まず、通勤手当でありますけれども、今回、新たに設けられた６５キロ以上の通勤距離の職員は、うちには誰もおりません。

それから、会計年度任用職員の給与関係ですけれども、あくまでも号給に当てはめておりますけれども、月給の人もいれば、時間で割って計算する方もいて、それぞれまちまちとなっている状況でございます。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　７番。遠距離の通勤者がいないっていうことで、ちょっと安心をしたところでございます。

次から、会計年度任用職員の給与のことなんですが、これは会計年度の任用職員そのものに係るものだと思うんですが、要するに、収入によってはいろんなかかってくるものが、金額が違ってくるんではないかなというふうに思っているんですね。社会保険を含め、そして、税務関係ですね。やっぱり、いろんな形で変わってくると思いますが、やっぱり職員の働き方っていうのは、会計年度任用職員については、本当に順次に、その方に合った働き方っていうのをしていくのか、それとも、職場の働き方によって、その働き方が変わるのかということが、非常に気になっているところなんですね。

だから、どうしても、職場によっては９時から、１０時から、８時から、８時半から、やっぱり、一緒に職員と同じように働いていただかないと困るっていう課も、あるのではないかなというふうに、それぞれまちまちだとは思うんですけれども、その会計年度任用職員の働き方については、その方に任せられているのか。それとも、業務執行命令者が、この時間に来てほしいという命令を出すのか。それをちゃんと、ちょっと分かる範囲でいいんですが、お答え願えればと思います。

○議長（古川　　誠）　総務課長。

○総務課長（横山　英二君）　総務課長。会計年度任用職員の勤務時間等につきましては、募集する際に、まず、もう原課のほう、それぞれの各課のほうが「この時間、週何時間」という時間を設定しますので、それに基づいた勤務ということになっております。その人が、こういう働き方がいいっていうものでやっているわけではないということで、御理解いただければと思っています。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。７村、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　会計年度任用職員といえども、しっかりとした、やっぱり労働者でございます。その中で、やはり、この中で、枠で雇いますという形で雇われたにしても、ある意味、その課によっては変更せざるを得ない状況も出てくるのではないかなというふうに思うんですね。

例えばで話しますよ。例えば、建設管理課において、会計年度任用職員を９時から４時までとしたとしますよ。そうすると、例えば夏場、暑いときなんかは、昼間は仕事ができないんじゃないですか。させられないじゃないですか、外の仕事がね。そうすると、内勤でそれだけの仕事があるのかということになると、恐らくね、多分、建設管理課あたりでは、それはないんじゃないかなというふうに推量されるんですね。

そういうことを考えたときに、各課によって、やっぱり働く時間っていうのを、本当に細かにセッティングしていかないと、会計年度任用職員を雇う意味がなくなるということも、ひょっとしたらあり得る可能性もあるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、それをどのように総務課はまとめていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川　　誠）　総務課長。

○総務課長（横山　英二君）　総務課長。今、議員が申されましたような夏場の作業のときとかは、時差出勤等を活用しまして、朝早く来てもらって早く帰るというような、１日の

勤務時間は変えずに、そういった柔軟な働き方を可能としているところであります。

一般職員も含めまして、いろいろ働き方改革がこれから進んでくると思いますので、そういった点も踏まえながら、これからまた、よりよい働き方改革を進めていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

これから、１議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第５７号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　議案第５７号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

私は、行政の中における職員の位置づけっていうのは非常に大切なものがあると思っております。それぞれ各課において特別な知識を得なければならない、そういう状況にある中で、職員の努力っていうのは、私は、どうなっているのかっていうのは、もう長年議員をしておりますので分かっているつもりでございます。

それぞれの課が高鍋町のために、どうやったら自分たちの働く意欲をしっかりと持って働けるのか。それは、総務課であり、町長の働き方に対しての考え方であり、いろんな考え方があると思います。

私は今回の、本当は討論の中でも申し上げたいことは、職員へのきちんとした給与体制、これをもっと幅広くしてあげることが必要ではないかなと考えて、賛成といたします。

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第５７号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第５７号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

次に、議案第５８号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　議案第５８号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

会計年度任用職員については、非常に自分の立場が危うくなる、そういった者も含んでいるのではないかなと私は思っております。

先ほど、総務課長の答弁の中で、きちんと課が任用する範囲を決めて採用するということがございました。しかし、今、働いていただける職員が非常に少なくなっているのも事実ではないでしょうか。

その中で、各課によって、より有効な働き手として、お互いに確認のでき合える状況というのを、ぜひ、私はつくっていただきたいとお願いをいたしまして、賛成といたします。

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第５８号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第５８号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第５．議案第５９号

日程第６．議案第６０号

○議長（古川　　誠）　日程第５、議案第５９号高鍋町環境審議会条例の制定について及び日程第６、議案第６０号高鍋町附属機関設置条例の一部改正についてを一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。議案第５９号高鍋町環境審議会条例の制定について及び議案第６０号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第５９号高鍋町環境審議会条例の制定についてでございますが、環境基本法第４４条の規定に基づき、本町の環境の保全に関する基本的事項及びその他の重要な事項を幅広く調査、審議する審議会を設置するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第６０号高鍋町附属機関設置条例の一部改正についてでございますが、現在、本町は、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき設置している附属機関のうち環境基本計画策定委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上２件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川　　誠）　続いて、担当課長の詳細説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（岩佐　康司君）　町民生活課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

説明資料を御覧ください。

まず、１、条例の制定理由についてでございますが、第２次高鍋町環境基本計画を策定するに当たり、環境の保全に関する様々な課題を幅広く調査、審議できるようにするため、新たに高鍋町環境審議会を設置する条例を制定するものでございます。

続きまして、２、第２次高鍋町環境基本計画についてでございますが、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を減らすことを目的に、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するよう国から求められており、県は環境基本計画を一体化して策定していることから、本町も同様に高鍋町環境基本計画と一体化して策定することとしております。

なお、本計画は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して策定することとし、第２回定例会補正予算で可決いただいております。

続きまして、３、計画策定スケジュール（案）については記載のとおりでございますが、第１回の審議会を１２月、第２回の審議会を令和８年１月に開催予定でございます。

また、委託業者から成果物の納入期限は令和８年１月１６日、国への補助事業の完了報告は１月３１日までございます。

続きまして、４、臨時会提案理由についてでございますが、当初は、計画策定に必要な調査、審議を環境基本計画策定委員会で行う予定でございましたが、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を新たに追加するに当たっては、環境基本法第４４条に基づく環境審議会を設置し、資源の有効活用など循環型社会の推進、自然環境の保全、地球温暖化対策、気候変動対策、環境教育の普及推進など、様々な課題を幅広く調査、審議、提言していただく必要がございます。

その場合、計画策定において活用する国からの補助事業の実施期間が令和８年１月３１日までとなっていることから、期間内に事業を完了するためには、先ほどのスケジュールで示すとおり１２月上旬、１２月５日を予定しておりますが、１回目の審議会を開催して策定作業を進める必要があるためでございます。

続きまして、審査会の委員についてでございますが、（１）高鍋町環境基本計画策定委員会は、記載のとおり各組織団体から計１１名に依頼したところでございます。

（２）高鍋町環境審議会は、（１）の委員会と同様に依頼する予定でございますが、宮崎大学に対しましては、専門的知見から環境の保全に関する様々な課題を幅広く御提言いただける方の推薦を依頼いたします。

詳細説明は以上でございます。

○議長（古川　　誠）　以上で説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　今、資料を見せていただきました。なぜ、高鍋町がこの環境審議

会を立ち上げるに至って、それはもう、よく説明で、流れについてはよく理解はできました。

しかし、残念ながら具体的な内容が、確かにプロポーザル方式による入札を行うというふうになっておりますけれども、そして、第１回の環境審議会の開催、そして、パブリックコメントの実施を行うということに書いてありますけれども。

私、パブリックコメントとかプロポーザル方式による入札とかいうふうになっておりますけど、具体的にどのくらいまで高鍋町として周知、熟知しているのかということが非常に問われる、これは問題ではないかなというふうに思うんですよね。訳も分からずに入札によって相手を選ぶっていうこと自体は、その会社自体を、もうしっかりとした調査を行っていかなければならないし、そして、パブリックコメントを行うにしても、この参加者を見る限り、宮崎大学の教授がどのような意味合いを持っているのか、誰が代表になるのか。また、そして、甦る大地の会とか高鍋信用金庫、ありますけれども、これが具体的にどういった役割を果たしていくのか。例えば、高鍋町観光協会もあります。地域婦人連絡協議会もあります。商工会議所から自治公民館からしたっていうのを、町議会からしたっていうのは、恐らく環境のこの問題、やはり、地球温度が上昇するという問題については、これは世界でのベース、環境を、じゃあ、高鍋町としてどう捉えていくのかっていうのが一番肝腎なところになってきているのではないかなというふうに私は考えます。

そのことについて、本当にこの人々が、専門分野で活動していない人たちがどのくらい、例えば、二酸化炭素を排出しないためのどういった事業を高鍋町で展開をしていけばいいのか。そこのところが本当に皆さん、理解をされているのか。また、町民生活課がどのような資料が提案できるのか。

そして、私は、やっぱり一番気になるのは、プロポーザル方式による入札を行いますが、その会社が地球温暖化の問題をどう捉えて、どのような役割を高鍋町が果たすべきなのかというところをしっかりと捉えた上での提案になるのか、そこが非常に心配しているんですね。

これは世界共通の問題なんです。それを私たちがどう捉えていくのか、そして、それをどう町民に広めて、みんなに協力を求めていくのかということが、この環境審議会の大きな役割になってくると思います。

前の会については、そこまで広く考えてあることはありませんでしたので、今度の国が求めている会については、世界中の地球温暖化の問題を、どう高鍋町で、こうやって審議会に入った皆さんがどう捉えて、ただインターネットで引いただけの問題じゃなく、本当にいろんなところに出かけていって、どんな状況があるのかということを、やはり把握できるような状況が必要ではないかなと考えますが、そのことをどのように考えて、町民生活課はこの提案がなされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川　　誠）　暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

……

午前10時37分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。今、御質問のありました高鍋町の環境審議会条例の制定につきましては、全国多くの自治体で前例が数多くございますので、その事例に学びながら設置させていただくことになります。

それでまた、その策定審議会の委員につきましては、幅広い、高鍋町内のそれぞれの分野の方になっていただき、様々な御意見を賜りながら審議をしていくというようなことで選定していくということになると聞いております。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　ちょっと、それではお伺いしますが、この中の臨時会提案理由の中に「環境基本法第４４条に基づく」と書いてありますが、第４４条の内容はどのようなものなのでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（古川　　誠）　町民生活課長。

○町民生活課長（岩佐　康司君）　町民生活課長。御質疑の環境基本法第４４条でございますが、短いですので読み上げたいと思います。「市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」となっております。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　３回目ですので。

「置くことができる」という今、答弁がございました。結局、義務づけるものではないわけですよね。義務づけるものではない。何でそれを今回提案されたのかということが、非常に重要な答弁ではないかなというふうに私は思ったもんですから、環境基本法のことを聞きました。

そして、それは審議会等の設置を認めるものであり、義務づけるものではないということがあくまでも書いてある。市町村の権限ではそう書いてあるわけですよね。審議会の役割については、基本的事項について調査や審議を行うということになっているんですね。

委託業者を選定しなければ、どのような基本的事項について調査とか審議とか行われるのか、これはまだ分かりませんけれども、私が思うに、やはり、今までのものとなぜ違うのか。今回の提案されたものについては、なぜこの審議会でないといけなかったのかというところは、制定についてというところは、理由は書いてありますけれども、なぜなのかというところは、今までのとどこが違うのか。どう役割を位置づけているのかということが違うと。

だから、市町村の権限としては、審議会等の設置を認めるものであるということ。しな

ければならないじゃなくて、認めるものであり、義務づけるものではないというふうにうたっているわけですから。

だから、それについて、やはり、私たちは慎重に事を運ぶ状況が。確かに６月では認めました、その予算をですね。確かに予算を認めましたけど、なぜそのときに立ち上げられなかったのかという理由っていうのは、まだ、この説明資料の中でも明らかになってないと私は思いますので、そこを再度ですね、再度、なぜ環境審議会が必要なのかという明確な答弁を求めたいと思います。

○議長（古川　　誠）　町民生活課長。

○町民生活課長（岩佐　康司君）　町民生活課長。なぜ環境審議会が必要なのかという御質疑でございますが、まず、高鍋町環境基本計画策定委員会は、環境基本計画を策定するに当たり、環境保全に関する課題、問題を検討し、計画に反映させるための委員会でございます。

それに対しまして、環境審議会は、先ほど御説明いたしましたが、資源の有効な活用など循環型社会の推進、自然環境の保全、地球温暖化対策、気候変動対策、環境教育の普及推進など、環境保全に関する様々な課題を幅広く調査、審議、提言するための審議会でございます。

先ほど中村議員の御質疑にもございましたが、この環境審議会につきましては、審議会条例で定めることにより制定できるものでございまして、必要であると判断した場合には、まず、今回の上程につながりますが、審議会の条例の制定をお願いするところになります。

先ほど、環境基本法の中に「基本的事項」とございましたが、環境基本法の基本的事項をちょっと考えてみますと、今回、審議するに当たり、基本的事項について検討もさせていただいたところなんですが、その内容としまして、環境の保全と町民の健康、生活の安全を両立させる施策を総合的に推進すること、循環型社会の形成を促進し、資源の有効活用、再資源化を推進すること、生物多様化の保全と自然環境の適正な管理を通じて、地域の自然資産を次世代へ継承すること、地域の事業者、町民の皆様の参加を前提とした施策の展開など、こちらの環境保全に関する施策の基本事項を考えてきましたところ、今回の、今ございます環境基本計画策定委員会だけでの審査では、幅広く、また、いろいろな方々から深い意見等を頂くには、今回の環境審議会をこの時点で制定させていただいて、より深く、幅広く御意見を頂くっていうことが大事かと思いましたので、上程させていただいております。（発言する者あり）

○議長（古川　　誠）　暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

……

午前10時46分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。（発言する者あり）

町民生活課長。

○町民生活課長（岩佐　康司君）　町民生活課長。なぜ一緒なのかというところも、後ほど踏まえまして、まず現在、今回、審議会の委員として考えております方々について、補足の説明をさせていただきたいと思います。

まず、宮崎大学につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、専門的知見から環境の保全に関する様々な課題を幅広く御提言いただける方ということでお願いしたいと考えております。

続きまして、高鍋町自治公民館連絡協議会、高鍋町地域婦人連絡協議会、高鍋町ＰＴＡ連絡協議会につきましては、地域の皆様の御意見を幅広く頂くための代表の方といたしまして選定をさせていただいております。

続きまして、高鍋商工会議所につきましては、本町の商工業に関し、経営支援など商工業の発展やまちづくりなど地域振興に努められておりますので、環境保全に関する幅広い御意見を頂ければと考えております。

また、地球温暖化対策実行計画（区域地策編）は、地域の商工業の皆様の御理解、御協力が不可欠となりますので、このことからも商工会議所の選定は大事であると考えております。

続きまして、宮崎県農業協同組合につきましては、農家の皆様への農業経営の支援や生活の向上、地域社会の発展に貢献されておりますので、農業に関する循環型社会の推進や地域環境の保全など、幅広く御意見を頂ければと考えております。

続きまして、高鍋自然愛好会につきましては、「タカナベカイドウ」の普及促進など自然環境の保全に努められておりますので、専門的知見からの御意見を頂ければと考えております。

続きまして、高鍋町観光協会につきましては、本町の観光資源を有効活用の推進をする際、循環型社会の推進や自然環境の保全など幅広く御意見を頂ければと考えております。

次に、甦る大地の会につきましては、焼酎かすを有機肥料とした土づくりを行い、自然循環農法に取り組んでおられますので、循環型社会の推進、自然環境の保全など、幅広く御意見を頂ければと考えております。

最後に、高鍋信用金庫につきましては、「たかしんＳＤＧｓ宣言」をされ、ＳＤＧｓに幅広く取り組んでおられますので、環境保全に関する様々な御意見等を頂ければと考えております。

以上１１の組織、団体の皆様にお願いをしていくということで改めて計画をしているところでございますが、条例の中に「委員数を１５名以内」としております。現在、１１名の方に選定してお願いするところでございますが、状況に応じて新しい委員を追加するなど、柔軟な対応も今後、考えていきたいと思っておりますので、御理解いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（古川　　誠）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで質疑を終わります。

これから１議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第５９号高鍋町環境審議会条例の制定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　議案第５９号高鍋町環境審議会条例の制定について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

実は、私は、質疑を行い、その中で私の中に明確なる答弁がなされた場合においては、これは賛成せざるを得ないものだと確信をしておりました。しかし、残念ながら、町長をはじめ担当課長の答弁では、私の納得のいく答えが得られませんでした。

それはなぜかといいますと、まず、以前ありました環境基本計画の中で、私も１回だけ、３回ある中で１回参加した記憶がございます。その中で私が非常に残念に思ったのは、会議録を録ったにもかかわらず、議員はじめ商工会議所女性部そして、地域婦人連絡協議会、そのほかいろんな団体が参加しておられましたけれども、ほとんど発言がなかった。

そんな中で、私は本当に、今度、この環境審議会を制定したことによっても、私たちの求める、相手の求める、しっかりとした内容が補完できるのかと思ったときに、私は疑わざるを得ない状況であると判断をいたしました。そういう見地を持たないといけない。

例えば、高鍋町には、自然環境に、二酸化炭素排出基準に対しても、税務課では周知されていると思いますが、高鍋町には多くのソーラーが設置されています。その問題をどう捉えていくのか。そして、私たちは、まだまだ入ったところですけれども、有機農業の問題についても木城町とやっておりますが、まだまだ、その計画そして販売組織もしっかりとしていないのが現実ではないかなというふうに思っております。

また、海に流れ着くものを見てください。潮の変化も出ています。小丸川の問題もございます。いろんな問題を駆使して考えたときに、もっともっと、そのことに対する知見の多い方がたくさんこの中に参加をしていなければ、私は、この環境審議会を立ち上げる意味がないと思います。そして、活発に議論されなければ、私は何の意味もないと思います。プロポーザルで選定したところが書いたものだけを、上っ面だけをやっていくんだったら、私は、こういう審議会をつくる必要はないと考えています。

今、地球温暖化、あらゆるところでゲリラ豪雨が出現し、台風の状況も宮崎県ではなく、もう上のほうに、東北の方辺りまで行く、東京以北、そこに行っている状況を考えたときに、皆さん、考えていると思いますよ。ああ、変わったなと。そうやって考えたときに、本当に地球温暖化が空、陸、海、この中でしっかりと私たちが考えていかなければならない問題が山積みされているんです。

３０年前から、この地球温暖化には警鐘が鳴らされていました。その頃から、地球温暖化の問題に取り組んできた人が、果たして高鍋の中で何名いらっしゃるでしょうか。世界大会に行かれた方が一体、何名いらっしゃるでしょうか。私も行ったことはございません。

しかし、テレビなんか、いろんな情報なんかを駆使して見ると、本当にいろんな人たちが、今の地球温暖化に対して警鐘を鳴らしている実態がよく分かります。

そのことを考えたときに、本当にこの審議会を立ち上げて、国の期待に応えられる答えが出していけるのか、私たちの知識や私たちの体験が試されていくのではないかと思っております。

ぜひ、そのためにも、先ほどのような町長や町民生活課長の答弁ではなく、私は、もっと上のレベルの高い、そういう環境問題がここの中で議論できるのではないかと思いました。

しかし、残念な結果でした。だから、私は反対せざるを得ない状況であると判断をしたところでございます。

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第５９号を起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立多数と認めます。したがって、議案第５９号高鍋町環境審議会条例の制定については原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第６０号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について、討論をいたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　７番、中村末子。議案第６０号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

内容は第５９号で述べたとおりでございますので、あえて復唱はしないところです。

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第６０号を起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立多数と認めます。したがって、議案第６０号高鍋町附属機関設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。１１時１０分より再開いたします。

午前10時59分休憩

……

午前11時09分再開

○議長（古川　　誠）　再開いたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第７．議案第６１号

日程第８．議案第６２号

日程第９．議案第６３号

日程第１０．議案第６４号

日程第１１．議案第６５号

日程第１２．議案第６６号

日程第１３．議案第６７号

○議長（古川　　誠）　日程第７、議案第６１号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）から、日程第１３、議案第６７号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第３号）まで、以上７件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木　敏之君）　町長。議案第６１号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）についてから、議案第６７号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第３号）についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第６１号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ５，７５７万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１２６億４，１４２万２，０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は、本臨時会に提出させていただいております、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整及び特別会計等繰出金の増額及び高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金でございます。財源といたしましては、繰越金等でございます。

次に、議案第６２号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ９９万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２３億６，８８６万３，０００円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、一般会計と同様の理由による人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第６３号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ１８万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億４，５５８万５，０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同様の理由による人件費の増額で、財源といた

しましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第６４号令和７年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、前議案と同様の理由による職員人件費の増額を、委員報酬の減額により予算調整するものでございます。

次に、議案第６５号令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ２１４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２１億７，７３９万２，０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の増額で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第６６号令和７年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ５８万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２，０９３万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の増額で、財源といたしましては、一般会計及び基金からの繰入金でございます。

次に、議案第６７号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第３号）についてでございますが、今回の補正は、収益的収入及び支出をそれぞれ１２４万２，０００円追加し、収益的収入総額を３億３，２７９万９，０００円、収益的支出総額を３億３，９９７万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の増額で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上７件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川　　誠）　続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中　康弘君）　財政経営課長。議案第６１号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）から、議案第６７号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第３号）まで、一括して詳細説明を申し上げます。

初めに、議案第６１号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）について、歳出補正予算から御説明をいたします。

主なものは、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正による人件費の調整、各特別会計及び下水道事業会計の人件費調整のための繰出金を計上するものでございます。

予算書の１２、１３ページを御覧ください。

総務費、総務管理費、諸費、負担金補助及び交付金でございますが、高鍋高校ラグビー部の全国大会出場が決定したことから、要綱に基づき補助金を交付するため、７０万円を計上いたしました。

補助金の額を５０万円から７０万円に増額した理由につきましては、昨今の物価高騰の影響により遠征費用全般が増加し、保護者等の負担が増大していることを受け、関係自治

体で協議した結果、選手が最高の状態で大会に臨めるよう支援を強化することとなったためでございます。

戻っていただきまして、８、９ページを御覧ください。

歳入補正予算について、御説明をいたします。

国庫支出金、地域生活支援事業補助金６万４，０００円、県支出金、地域生活支援事業補助金３万８，０００円、諸収入、後期高齢者医療広域連合受託事業収入１８万８，０００円及び介護予防一体的実施事業受託収入１５万２，０００円につきましては、いずれも、それぞれの事業で任用している会計年度任用職員報酬等の増額に伴い、その財源となる収入を計上したもの、繰越金５，７１３万７，０００円につきましては、補正予算の調整財源として計上をいたしました。

議案第６１号の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第６２号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第６３号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、議案第６５号令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第６６号令和７年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第６７号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第３号）についてでございますが、いずれの議案も、歳入につきましては、主に一般会計からの繰入金を増額し、歳出につきましては、主に、先ほど御説明申し上げました一般会計補正予算（第４号）と同様に、職員の人件費を調整するものでございます。

なお、議案第６４号令和７年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はなく、一般会計と同様の理由による、会計年度任用職員人件費の増額分を介護認定審査会委員報酬の減額により調整をするものでございます。

詳細説明は以上です。

○議長（古川　　誠）　以上で説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから１議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第６１号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。７番、中村末子議員。

○７番（中村　末子君）　議案第６１号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

公務員は、人事院勧告に基づいて、しっかりとその生活給に合わせた形で増額がございます。しかし、高鍋町の民間でお働きになっていらっしゃる皆さんは、大きな企業に勤めていらっしゃる方だけではございません。個人企業の方もいらっしゃいます。「公務員はいいな」というような、私、そんな声をたくさん聞いてきましたけれども、そういう声がかからなくなればありがたいなと思います。

私は、これが民間企業、特に個人企業への本当に手本となるような形での人事院勧告の手当であってほしいと思います。

また、その人事院勧告に基づいても、私は、この物価高に生活費が追いついている、給与が追いついているとは思ってはおりません。本当に、皆さん大変な思いをして今の社会を乗り切ってこられていることは、十分承知をしているつもりでございます。

ぜひ、職員の皆さんはじめ、本当に、高鍋町で暮らしていらっしゃる方々、皆さんが、しっかりした生活基盤がありますようにお願いをして、賛成の討論といたしたいと思います。

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。８番、永友良和議員。

○８番（永友　良和君）　８番。賛成討論で、特に議案第６１号の一般会計補正予算の中の、今回、ラグビー部の全国大会出場補助金が２０万円アップしております。

私はラグビー部のＯＢでもありませんが、やっぱり、親の話も聞くと、もう１５年ですかね、連続出場ですよね。そうなると、寄附金もなかなか集まらない状況があるということを聞いておりますし、強くなるにつれて、いろんなところからの練習試合等で、遠征費もかさんでいるということを聞いております。

今回、全国大会出場に向かって２０万円アップしてもらったということは、ラグビー部だけじゃなく保護者の皆さんも大変助かっていると思いますので、そのことも含めて賛成といたします。

○議長（古川　　誠）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　これで討論を終わります。

これから議案第６１号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第６１号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６２号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６２号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第６２号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６３号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６３号を起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第６３号令和７年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６４号令和７年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６４号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第６４号令和７年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６５号令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６５号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第６５号令和７年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６６号令和７年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第１号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６６号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第６６号令和７年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６７号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第３号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川　　誠）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６７号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川　　誠）　起立全員と認めます。したがって、議案第６７号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第３号）については原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――――・――――――――――――――

○議長（古川　　誠）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和７年第２回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時27分閉会

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員